資産と費用の区分誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 都市整備部事業管理室技術管理課 | 　システム改修業務については、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、財務諸表上の費用が過大に、公有財産台帳上及び財務諸表上の固定資産が過少となっていた。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 契約名称 | 契約期間 | 金額 |
| 令和２年度大阪府建設CALSシステム改修業務委託 | 令和２年８月25日～　令和３年３月15日 | 26,840,000円（※） |
| 令和２年度土木積算システムに係る機能改修業務委託 | 令和２年12月11日～　令和３年３月31日 | 6,545,000円 |
| 令和２年度土木許認可事務管理システム改修業務委託 | 令和２年8月13日～　令和３年２月26日 | 5,797,000円 |

（※）うち、資産計上すべき金額　22,440,000円 | 保有ソフトウェアの実態を公有財産台帳において適切に表すため、当該支出を資産計上するよう速やかに是正されたい。　また、固定資産計上基準等を正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。【ソフトウェア会計マニュアル】３、ソフトウェアのバージョンアップ時の計上　　現在使用しているソフトウェアについてバージョンアップが行われた場合、原則、新規購入と同様に、「将来の収益獲得若しくは費用削減」が「確実であると認められる場合」に資産計上します。　①新たな機能の追加や機能の向上等に該当する場合　　→資産の価値を向上させるものとして資産計上の対象となります。（以下略）【大阪府財務諸表作成基準】（固定資産の分類及び計上）第15条　固定資産の計上は次のとおりとする。　(6)ソフトウェア　　　取得原価が100万円以上のソフトウェアを計上する。【大阪府財務諸表作成基準の注解】第６号関係ソフトウェアの取得原価には、その取得並びに製作に要した費用を含める。ただし、その利用により将来の収益獲得若しくは費用削減が確実であると認められる場合にのみ計上する。 | 当該支出について、公有財産台帳及び財務会計システムに資産として計上した。　今後は大阪府財務諸表作成基準等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年６月10日から同月30日まで）